

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第3回 日向市営墓地の在り方検討委員会
開 催 日 時	令和4年3月24日(木) 14時00分から16時00分まで
開 催 場 所	日向市役所2階 会議室201
出 席 者	<b>【委員】</b> 三浦 雅典 (日向市区長公民館長連合会) 松岡 利夫 (日向市民生委員児童委員連絡協議会) 巖水 正朋 (市営納骨堂管理者) 黒木 雅人 (日向保健所) 茂 亮介 (日向東臼杵広域連合) 新名 恵美子 (公募委員・市営墓地使用者) 治田 幹生 (公募委員) 黒木 升男 (日向市市民環境部長)  <b>【事務局】</b> 石谷 英俊 (市民課長) 黒木 宗隆 (市民課課長補佐) 平山 凌 (市民課主事)
議 題	会議資料「会次第」のとおり
会議の資料の名称及び内容	1 会次第 2 第2回会議録、質問に対する回答 3 議事
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

## 会議内容

### 1 開会

### 2 報告

第2回会議録、質問に対する回答

### 3 議事

- 1 お墓の承継手続きと無縁墓対策
- 2 新規区画の造成の必要性
- 3 納骨堂、合葬墓の導入の検討  
について資料を用いて説明

### 4 意見交換

**[質疑・意見等は以下のとおり。]**

#### 2 報告 第2回質問に対する回答

問) 合葬墓や納骨堂の建設候補地について、現在の市営墓地に限定しなくてもいいのでは？

(答) 市営墓地の敷地内に限定してはおりません。本委員会において、建設候補地として望ましい条件などをまとめていただければと考えています。新たな場所に建設する場合には、用地の取得や経営許可を申請するための一定の条件（周辺住民や地権者の同意など）をクリアする必要があります。

問) 市長に報告書を提出した後、市長から市民に対して説明会等行う予定なのか？

(答) 説明会の開催は現時点で考えていません。本委員会でもまとめていただく報告書の内容を最大限尊重しながら、市の方針を決定していきます。市民への周知としまして、市の方針が決定した段階で、議会への説明、広報ひゅうがやホームページ等に掲載することを考えています。

市長に報告書を提出する場面において、記者発表をすることも考えているところであります。

問) 現状のままだと、今後どのような影響が出てくるのか？

(答) 市営墓地は、平成30年から使用料収入が減少し、維持管理費が賸えなくなっており、一般会計からの繰り入れが続いています。

予算が限られているため、修繕等の要望に対応できない状況が生じています。ごみの収集に関しても労務単価や燃料費の上昇に合わせた予算措置ができないため、毎年回数を減らして対応しており、ごみ集積場の衛生面の悪化、カラス被害の増加などが考えられます。

そのほか、人口減少に伴う無縁墓の増加が予想され、草木が繁殖することにより、利用者が気持ちよく利用できる環境を維持できなくなることが懸念されます。

### 3 議事

#### 1 お墓の承継手続きと無縁墓対策

(委員)

市営墓地の利用者が死亡した場合、承継手続きを行わなければならないことを、一般の市民が知っているのか疑問に思う。市民に対し、承継手続きが必要という周知は行っているのか、また、これまでに市の広報等に掲載したことはあるか。

(事務局)

承継手続きについては、ホームページに掲載しており、他には、死亡後に市役所で必要な手続きをまとめた「死亡後の手続き」の一覧表を、死亡届の際に渡しているが、その中に市営墓地の承継手続きを記載している。先ほど意見にあった市広報への掲載については取り組んでいきたい。また、機会があれば区長公民館長連合会に、市営墓地の状況を説明し、承継手続きについて話をさせていただき、市民にお知らせできればと思う。

(委員)

相続手続きは司法書士が行うので、市営墓地利用者が死亡した場合に承継手続きが必要なことを案内してもらおう等、司法書士会と連携ができれば、現在の状況が改善していくと思う。事務局で検討していただきたい。

#### 2 新規区画の造成の必要性

(事務局)

令和4年2月末現在での貸出可能区画数は106区画となっており、平成30年から貸出可能区画数の減少幅が年間10件程度のため、今後同程度で推移すると10年程度は供給可能な計算になる。

(委員)

新規造成区画と、返還されて再貸出を行う区画の貸出料金（使用料）に差はあるのか、また、再貸出区画を申し込む人の割合はどのくらいか。

(事務局)

貸出料金（使用料）については新規造成区画、再貸出区画とも一律1平米あたり33,000円となっている。また申込みは、新規造成区画の申込件数が多いが、面積やトイレの位置、親族のお墓に近いなどの理由で、再貸出区画を申し込む人も一定数存在する。

#### 3 納骨堂、合葬墓の導入の検討

(委員)

前回会議で市営墓地を視察したときに、新たに造成する用地はあると感じたが、人口が減少している中で、新たな造成は必要ないと思う。また、市営納骨堂は、区画に空きがなく貸出できな

い状況であり、市民から整備の要望があるのであれば、納骨堂を整備してもいいのではないかと  
思う。そのほか、管理料は使用者が応能負担をするべきだと考える。一般会計から繰り出してい  
るということは、税金から賄っている状態となっているため、不公平が生じている。

(委員)

新規造成には何千万円もかかる。今すぐに造成する必要はないのではないか。

(委員)

納骨堂の建設候補地について、費用はかかるかもしれないが、市営墓地の北側の区画に通じ  
る道沿いに建設できないか。市街地に設置するには候補地が見つからないと思われる。合葬墓や  
樹木葬もあるが、一番身近に感じられるのは納骨堂だと思う。

(委員)

従来型の墓地が理想だが、使用者の増加が見込めない中、納骨堂、合葬墓ともに必要だと思う。  
費用の面で、納骨堂に納めたくても納められない人や、あとを見る人がだれもいない人にとって、  
合葬墓の整備は必要と思う。

(委員)

事務局の方で、宗教法人が所有する納骨堂の数や埋蔵数は把握しているのか。市で納骨堂を整  
備することになった場合、需要があればいいが、どのくらい必要か把握する必要があると思うの  
で、よろしくお願ひしたい。

(委員)

アクセス面で問題があると思う。プラットバスの本数が少なく、墓参りに行くにも時間がか  
かる。彼岸や週末に直行便を手配するなど、改善する必要があると思う。

(委員)

埋葬形態について、納骨堂や合葬墓以外に事務局で把握しているものはないか。アンケートで  
墓じまいをしたい人が20%近くいる中で、納骨堂は必要だと思うが、多様な埋葬形態があつたほ  
うがいいと思うので、他の形態があれば示していただきたい。

お墓の承継手続きの周知については、普段考える機会がないと思うので、講演会等をしていた  
だくといいと思う。

さらに、空き家と無縁墓の問題はつながる部分があると思うので、行政内で墓地の問題とつな  
がっている課題を整理していただくと、検討のヒントになるかと考える。

そのほか、この検討委員会で報告したものが形になるのは、4、5年先になると思うが、その  
時にはまた違う社会になっているかもしれない。そうすると今の若者がどう考えているかが重要  
になると思うので、ネット等でアンケート調査を行い意見収集する等、10年先を見据えた検討も  
必要ではないかと考える。都会では、自動搬送式やオンラインによる墓参りなども行われている。

予算については、大変苦慮されていると思われるが、きちんとした管理を続けていくためには、

管理料を徴収した方がよいと考える。

(委員)

散骨を行う場合、遺族が遺骨を一部保管しておくべきなのか、それともすべて散骨してもよいのか教えていただきたい。国の指針はないのか。

(委員・事務局)

法律で散骨についての明確な決まりはない。遺骨を一部残しておくなどの対応は散骨業者が独自に決めているものではないかと思われる。

(委員)

お墓だと、結構な頻度で花や水をあげたりする必要があり、ご高齢の方はお参りに行くだけで体力的に厳しい。一方で納骨堂だと、そこまで頻繁にお参りしなくても日常的な管理はお寺の住職がしてくれるため、納骨堂の方がよいという話を、宗教法人の関係者から聞いたことがある。

(委員)

夏場は花や水が枯れるので、毎週墓参りに行っている。納骨堂であれば線香だけで済ませることもできる。自分が亡くなったら、子どもや孫が墓参りに行くかといったら分からないので、終活についても大事だと思う。

(委員)

納骨堂の許可業務において、20年くらい前は、規約に期間を定める宗教法人はなかったが、最近では、預かる期間を定め、期間を過ぎたら自動的に合葬の方に移すといった規程が盛り込まれており、宗教法人の規約も以前と比べて変わってきているという印象を受けている。いくら永続性が求められるといっても、子や孫の代になると考え方がかわっていく可能性が十分にあり、子どもの代までは関係性が維持できたとしてもその先は分からないということで、期限を決めるのが合理的との意見がある。

(委員)

市営墓地は承継者の調査など大変だと思う。やはり納骨堂は必要だろうと考える。

(委員)

市営墓地以外の墓地について、市で管理しているのか。地域に管理を任せているということであれば、地区墓地があった場所が現在は住宅地になっているなどの変化があっても、市は把握できていないということになるのか。

(事務局)

市は、地区墓地の管理は行っておらず、管理しているのは市営墓地のみとなっている。質問の

状況に関しては、区画整理に該当する地域の墓地であれば確認できると思う。

(委員)

自分はお墓を引き継ぐ考えだが、自分の子ども達に引き継げるかは不安がある。墓を継いでもらいたいという意識も変わってきていると思う。

(委員)

ペット（犬猫）のお墓があればいいという話を聞く。延岡市には供養先があるらしいが、自治体で設置している事例があれば調べて欲しい。

## 5 その他

次回開催は、令和4年6月予定

人事異動に伴う退任の挨拶

**閉会**